



災害廃棄物処理について

令和元年9月30日

環境省 環境再生・資源循環局

これまでの取組、関係指標

東日本大震災により生じた災害廃棄物(避難区域^(※1)を除く)の処理

- 東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県^(※2)239市町村において災害廃棄物約2.1千万トン、津波堆積物約1.1千万トンが発生。
- 目標期日(平成26年3月末)までに、福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物及び津波堆積物の処理が完了。(令和元年9月時点で、残りの福島県の3市町においても、概ね処理完了^(※3)。)
- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。

※1 避難区域:旧警戒区域・計画的避難区域

田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※2 13道県 :北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県

※3 国が代行処理を実施している南相馬市、相馬市、新地町における、焼却処理後の可燃物の最終処分のみ未完了。

13道県の災害廃棄物の種類別の内訳

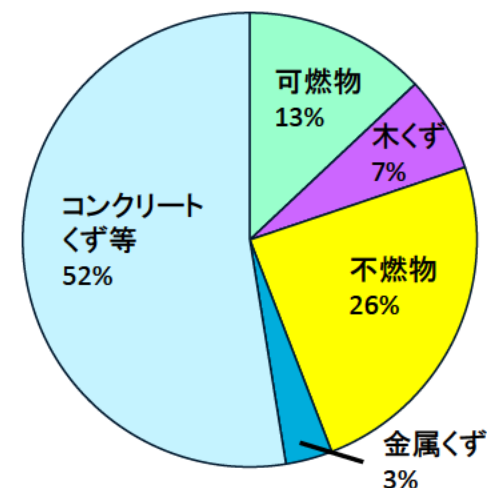
- 重量ベースでは、可燃系廃棄物が約2割、不燃系廃棄物が約8割。
- コンクリートくずが最も多く全体の半分強を占める。

可燃系廃棄物		不燃系廃棄物		
4,057 (約20%)		16,576 (約80%)		
可燃物	木くず	不燃物※1	金属くず	コンクリートくず等※2
2,613 (13%)	1,444 (7%)	5,292 (26%)	657 (3%)	10,627 (52%)

※1 漁網は不燃物に計上。

※2 コンクリートくず等にはアスファルトくず、瓦くずを含む。

単位：千トン



災害廃棄物の種類

13道県の災害廃棄物の処理の内訳

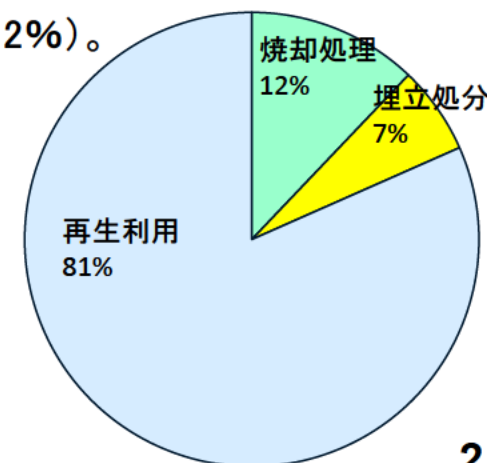
- 災害廃棄物全体の8割強を再生利用。
- 可燃系廃棄物のうち、焼却処理を行った割合は約59%（災害廃棄物全体の約12%）。
- 不燃物のうち、埋立処分を行った割合は約22%（災害廃棄物全体の約7%）。

焼却処理 (熱回収なし)	埋立処分	再生利用	再生利用の内訳	
			セメント 原燃料※4	焼却処理 (熱回収あり)
2,402 (12%)	1,419 (7%)	16,812 (81%)	1,143 (6%)※3	199 (1%)※3

※3 処理全体に対するそれぞれの再生利用の割合。

※4 セメント原燃料の内訳は可燃物約231千トン、不燃物約821千トン。

単位：千トン



災害廃棄物の処理の内訳

被災地における処理

- 岩手県と宮城県に設置した31基の仮設焼却炉(合計4,854トン/日)と22箇所の破碎・選別施設は処理を完了。仮設焼却炉では、約177万トンの可燃物の焼却を実施(2県で発生した可燃物の約75%に相当)。

広域処理

- 広域処理量は、約62万トン(うち、民間での受入量は約46万トン)。1都1府16県92件で実施。
- 可燃物・木くず(焼却)の約1割(仮設焼却炉の立地制約の大きな岩手県では24%)、不燃混合物や漁具・漁網(埋立)の4割強の処理に貢献。

災害廃棄物処理に占める広域処理の割合

	岩手県	宮城県	2県合計
可燃物・木くずの焼却	24%	5%	9%
不燃混合物等の埋立	55%	32%	41%

(H24年12月19日撮影)



(H25年8月5日撮影)



受入先自治体:福岡県北九州市

広域処理事例:宮城県石巻市川口町一次仮置場

再生利用

- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。
- 公共事業等(堤防復旧事業や海岸防災林復旧事業、石巻港港湾環境整備事業等)において、約1,339万トン(岩手県350万トン、宮城県905万トン、焼却灰の再生利用量は約42万トン。)を利用。
- 2県で合計106万トンの可燃物・不燃物をセメント原燃料として再生利用。

今後の課題や施策の方向性

- 災害廃棄物の処理について、福島県の一部地域において可燃物焼却処理後の最終処分を残すのみであり、概ね完了しているところ。

今後起こり得る大規模災害に対する防災・減災対策に活かすべき教訓

- 東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、検討会等を設置して災害廃棄物対策に係る検討を深めてきており、災害廃棄物対策指針の作成・改定、廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等を進めてきた。
- 平成27年には、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足させ、我が国の災害廃棄物対応力を向上のため、地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援する体制を構築した。
- 地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地方環境事務所が中心となって、関係省庁や自治体、事業者団体等の参画のもと、地域ブロック協議会を全国8箇所 に設立し、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定、共同訓練の開催等を実施している。